網走市空家等対策計画 資料編

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、 国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。) の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による 勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同 じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七、住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、 技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下 この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しての法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名 その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保 有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するため に所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確 な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の 伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危 険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建 築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、 その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、 その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなけれ ばならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする 措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、 これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置 を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、 行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、 又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、 当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円 滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充 その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) の概要

背景

公布日: 平成 26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(1条)参考:現在、空家は全国約820万戸(平成25年)、401の自治体が空家条例を制定(平成26年10月)

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- 〇 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより 著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切である状態

にある空家等をいう。(2条2項)

空家等

- 市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- 固定資産税情報の内部利用等
- データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- O 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定(5条)
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定(6条)・協議会を設置(7条)
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助(8条)

空家等についての情報収集

- 〇 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査 (9条)
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用(10条) 等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力(11条)

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施(13条)

特定空家等に対する措置(※)

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。 さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14条)

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う(15条1項)。 このほか、今後必要な税制上の措置等を行う(15条2項)。

施行日:平成27年2月26日(※関連の規定は平成27年5月26日)

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

- 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

- 1 本基本指針の背景
- (1)空家等の現状
- (2)空家等対策の基本的な考え方
- ①基本的な考え方
- ・所有者等に第一義的な管理責任・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性等
- ②市町村の役割
- ・空家等対策の体制整備
- ・空家等対策計画の作成、必要な 措置の実施 等
- ③都道府県の役割
- ・空家等対策計画の作成・実施等 に関する市町村への必要な援助 の実施 等
- ④国の役割
- ・特定空家等対策に関するガイド ラインの策定
- ・必要な財政上の措置・税制上の 措置の実施 等
- 2 実施体制の整備
- (1)市町村内の関係部局による連携体制
- (2)協議会の組織
- (3)空家等の所有者等及び周辺住 民からの相談体制の整備

3 空家等の実態把握

- (1)市町村内の空家等の所在等の 把握
- (2)空家等の所有者等の特定及び 意向の把握
- (3)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段
 - ・固定資産税情報の内部利用 等
- <u>4 空家等に関するデータベースの</u> 整備等
- 5 空家等対策計画の作成
- 6 空家等及びその跡地の活用の促 進
- 7 特定空家等に対する措置の促進
- ・ガイドラインを参照しつつ、「特定 空家等」の対策を推進
- 8 空家等に関する対策の実施に必 要な財政上・税制上の措置
- (1)財政上の措置
- (2)税制上の措置
- ・空き家の発生を抑制するための所得 税等の特例措置
- ・市町村長による必要な措置の勧告を 受けた「特定空家等」に対する固定 資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
- (1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
- (2)計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
- (3)空家等の調査に関する事項
- ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
- (4)所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6)特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7)住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8)空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
- (9)その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等
- 3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ 計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)【概要】

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

- 1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
- 2. 具体の事案に対する措置の検討
- (1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
- (2)行政関与の要否の判断
- (3)他の法令等に基づく諸制度との関係
- 3. 所有者等の特定

- ・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参 (2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。
- (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す
- (2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか 否か
- (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

- 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有 4. 特定空家等の所有者等への勧告 者等の事情の把握 (1)勧告の実施
- 2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備
- (1) 立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制 力を行使してまで立入調査をすることはでき
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内 (2)関係部局への情報提供 での立入調査は許容され得る。
- (2)データベース(台帳等)の整備と関係部局へ の情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から 常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
- (3)特定空家等に関係する権利者との調整 ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令
- 等を行うに当たっては、関係権利者と必ずし *、調整を行う必要はない。
- 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導
- (1)特定空家等の所有者等への告知
- (2)措置の内容等の検討

- - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外され(6)費用の徴収 ることを示すべき。
 - ・勧告は書面で行う
 - 必要かつ合理的な範囲内
- 5. 特定空家等の所有者等への命令
- (1)所有者等への事前の通知
- (3)公開による意見の聴取
- (4)命令の実施
- ・命令は書面で行う
- (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令 8. 必要な措置が講じられた場合の対応 で定める方法による公示
- 6. 特定空家等に係る代執行
- (1) 実体的要件の明確化
- (2)手続的要件
- (3)非常の場合又は危険切迫の場合

- (4)執行責任者の証票の携帯及び呈示
- (5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱し
- 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができ ない場合
- ・措置の内容は、規制目的を達成するために (1)「過失がなくて」「確知することができない」場合
 - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せず に、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」 とは言い難い。
 - (2)事前の公告
- (2)所有者等による公開による意見聴取の請求 (3)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (4)費用の徴収
 - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収
 - - ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当 該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の 住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の 適用対象となる。

ガイドライン [別紙1]~[別紙4]の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

等

等

築

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危

- 1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。 (1)建築物が倒壊等するおそれがある。
- イ 建築物の著しい傾斜
 - ・基礎に不同沈下がある 柱が傾斜している
- ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等 ・土台が腐朽又は破損している 等 基礎が破損又は変形している
- (2)屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
- ・屋根ふき材が剥落している ・屋根が変形している
- ・壁体を貫通する穴が生じている ・看板、給湯設備等が転倒している
- ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している
- 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる

- (1)建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域 住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を
- (2)ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。
- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生 活に影響を及ぼしている。
- ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、 地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

[別紙3] 適切な管理が行われていないことにより著し く景観を損なっている状態

- (1)適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合し ていない状態となっている。
 - ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計 画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合して いない状態となっている。
- ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態と (2)その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態で
- ある。 ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま
- 放置されている。 ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

[別紙4] その他周辺の生活環境の保全を図るために 放置することが不適切である状態

- (1)立木が原因で、以下の状態にある。
 - ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げてい
- (2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。
- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の 日常生活に支障を及ぼしている。
- ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境 に悪影響を及ぼすおそれがある。
- (3)建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。
- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易 に侵入できる状態で放置されている。

網走市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づき、網走市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、法第7条第1項の規定により空家等対策計画の策定及び変更に関する協議を行う。 (組織等)

- 第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市長のほか、法第7条第2項に規定する者から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を整理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて、関係機関等の意見又は助言を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、報酬職員給与条例(昭和22年9月1日条例第19号)及び 網走市職員旅費支給条例(昭和39年4月1日条例第8号)の規定を適用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条の所掌事務の遂行にあたり、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後においても同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民環境部生活環境課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。

(平成26年3月24日条例第4号)

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正管理に関し、空き家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を 定めることにより、市民等の良好な生活環境の確保及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物及び敷地で、常時無人の状態にあるもの並びに現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象その他の事由により倒壊し、又はその一部が飛散し、又はそのおそれがある状態
 - イ 不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、第1条の目的を達成するうえで著しい支障を及ぼすおそれがあると市長が 認める状態
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内に滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第4条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(実態調査)

- 第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所へ立ち入らせ、調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、 これを提示しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、当該空き家等に係る所有者等の把握その他の実態調査を行うことができる。

(助言、指導及び勧告)

- 第6条 市長は、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態にあると 認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。
- 2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著し 〈管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

- 第8条 市長は、第7条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に 従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により公表するときは、あらかじめ、当該公表に係る所有者等に対し、網走市行政手 続条例(平成 15 年条例第8号)第13条第1項に規定する意見を述べる機会を与えなければならな い。

(行政代執行)

第9条 市長は、第7条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより、必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(緊急安全代行措置等)

- 第10条 市長は、第6条から前条までの規定にかかわらず、空き家等が緊急に危険を回避する必要のある状態にあり、かつ、当該空き家等を放置すると市民等に重大な危害を及ぼす恐れがあると認める場合は、当該危険を回避するため必要最小限の措置(以下この条において「緊急安全代行措置」という。)を行うことができる。
- 2 市長は、緊急安全代行措置を行う場合は、所有者等を確知することができない場合を除き、あらかじめ所有者等の同意を得なければならない。

- 3 市長は、緊急安全代行措置を行った場合は、その費用を当該所有者等に請求することができる。所有者等を確知することができない場合で緊急安全代行措置を行い、その後にその所有者等が判明した場合についてもまた同様とする。
- 4 市長は、第1項に定めるもののほか、空き家等が管理不全な状態の場合で、当該空き家等が属する町内会、自治会等が自ら主体となり、管理不全な状態を回避するための必要な措置を行う場合において、市に対して協力要請があったときは、市の所有車両による運搬等その他できうる範囲内において協力するものとする。この場合、市が協力するために要する費用以外の費用については、町内会、自治会等の負担とする。

(関係行政機関等との連携)

第 11 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係 行政機関等に当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関い必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例の一部改正)
- 2 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例(平成14年条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平成 26 年 3 月 31 日規則第 1 号) 改正 平成 28 年 3 月 22 日規則第 3 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 6 号

(目的)

第1条 この規則は、網走市空き家等の適正管理に関する条例(平成 26 年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第5条第2項のその身分を示す証明書は、身分証明書(第1号様式)とする。

(助言、指導及び勧告)

- 第3条 条例第6条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。
- 2 条例第6条第1項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する改善指導書(第2号様式)に より行うものとする。
- 3 条例第6条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(第3号様式)により 行うものとする。

(命令書)

第4条 条例第7条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する措置命令書(第4号様式)により行うものとする。

(公表の方法)

- 第5条 条例第8条第1項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 網走市公告式条例(昭和25年条例第22号)の規定の例による掲示
- (2) 網走市のホームページへの掲載
- (3) その他市長が適当と認める方法

(意見を述べる機会の付与等)

- 第6条 条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表に係る所有者等に意見書を提出させて行うものとする。この場合において、市長は、当該所有者等に意見を述べる機会の付与通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けて意見書を提出しようとする者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14日以内に、公表に対する意見書(第6号様式)を提出しなければならない。ただし、意見書を提出しよ うとする者の任意の書類による提出を妨げるものではない。

(行政代執行)

- 第7条 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第7号様式の1)により行うものとする。
- 2 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(第7号様式の2)により行うものとする。
- 3 条例第9条の規定により行政代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者 証(第7号様式の3)とする。

(空き家等対策検討会議)

- 第8条 市長は、条例第2条に規定する管理不全な状態の空き家等に対する措置に関し、必要に応じ慎重かつ公正な審議を行うとともに、空き家等の適正管理に関する総合的な対策を検討するため、庁内に網走市空き家等対策検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。
- 2 検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の網走市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の網走市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の網走市税条例施行規則、第4条の規定による改正前の網走市立保育所条例施行規則、第5条の規定による改正前の網走市子ども・子育て支援法施行細則及び第6条の規定による改正前の網走市空き家等の適正管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成29年規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

網走市空き家等対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、網走市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成26年規則第1号)第8条の規定に基づく網走市空き家等対策検討会議(以下「検討会議」という。)の設置ついて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。
- (1) 空き家等の老朽度・危険度の判定基準の策定及び運用に関すること。
- (2) 網走市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年条例第4号)に基づく空き家等の所有者等に対する指導、勧告及び命令並びに公表に関すること。
- (3) その他空き家等に関する総合的な対策に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員により組織する。
- 2 会長は、市民環境部長とし、検討会議を総務する。
- 3 副会長は、建設港湾部長とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。
- 4 会議の委員は次の者とする.
- (1) 生活環境課長
- (2) 建築課長
- (3) 都市整備課長
- (4) 市民活動推進課長
- (5) 企画調整課長

(会議)

- 第4条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、原則として非公開とする。

(事務局)

第6条 事務局は市民環境部生活環境課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例(抜粋)

(平成14年3月28日条例第17号)

(空閑地の管理義務)

第27条 市長は、空閑地において雑草が繁茂し、又は水溜りができ、近隣に著しく迷惑を及ぼしていると認められるときは、当該空閑地の所有者又は管理者に対し、当該空閑地を適正に管理するよう必要な措置を命ずることができる。